

## 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果（第2回）の公表について

都は、平成30年12月26日に土砂災害防止法に基づく基礎調査結果（第2回）の公表を行った。土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が92か所、うち土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が53か所となる基礎調査結果と区の対応について報告する。

### 1 基礎調査結果

都は、傾斜度が30度以上で高さ5メートル以上の区域で、崩壊等のおそれがある土地について、地形や利用状況等に関する机上及び現地調査を行った。

区域は別紙「オルソ区域図」（航空写真を修整したもの）のとおり

| 町 名 | 土砂災害警戒区域<br>（イエローゾーン） |     | うち土砂災害特別警戒区域<br>（レッドゾーン） |     | 町 名 | 土砂災害警戒区域<br>（イエローゾーン） |     | うち土砂災害特別警戒区域<br>（レッドゾーン） |     |
|-----|-----------------------|-----|--------------------------|-----|-----|-----------------------|-----|--------------------------|-----|
|     | 第1回                   | 第2回 | 第1回                      | 第2回 |     | 第1回                   | 第2回 | 第1回                      | 第2回 |
| 春日  | 0                     | 11  | 0                        | 5   | 音羽  | 1                     | 1   | 1                        | 0   |
| 小石川 | 0                     | 6   | 0                        | 3   | 本郷  | 1                     | 16  | 0                        | 8   |
| 白山  | 0                     | 8   | 0                        | 3   | 湯島  | 1                     | 2   | 1                        | 1   |
| 千石  | 0                     | 2   | 0                        | 0   | 西片  | 0                     | 7   | 0                        | 6   |
| 小日向 | 1                     | 9   | 1                        | 6   | 弥生  | 1                     | 6   | 0                        | 5   |
| 大塚  | 5                     | 6   | 4                        | 4   | 根津  | 0                     | 1   | 0                        | 1   |
| 関口  | 3                     | 4   | 3                        | 2   | 千駄木 | 1                     | 8   | 0                        | 4   |
| 目白台 | 1                     | 5   | 1                        | 5   | 計   | 15                    | 92  | 11                       | 53  |

※ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、急傾斜地の上端から水平距離が10m以内、急傾斜地の下端から高さの2倍以内

※ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域

### 2 調査結果公表に伴う対応

#### （1）土砂災害防止対策検討委員会

平成31年1月に関係部課長を委員とした土砂災害防止対策検討委員会（委員長：危機管理室長）を開催し、情報共有、課題及び今後の検討の進め方について検討を行った。

課題を6点（①住民への情報提供のあり方、②避難勧告を発令する体制の構築、③避難所の指定及び開設、④要配慮者等の避難の実効性を高める方法、⑤区有施設の管理、⑥区有地以外への対応）に整理し、課題ごとに部会を開催し検討を行うこととした。

## (2) 現状調査

調査結果公表に伴う土砂災害警戒区域等の現状を把握するため、2月から居住者情報調査やがけ地等の地権者情報などの資料収集調査を行う。

## 3 スケジュール

|                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 平成 30 年 12 月 26 日 | 調査結果に関する都から区への意見照会           |
| 平成 31 年 2 月       | 都による区域内の区民に資料ポスティング          |
| 6 ～ 7 月           | 都による住民説明会                    |
| 7 月 18 日          | 調査結果に関する区から都への意見回答期限         |
| 8 ～ 9 月           | 都による土砂災害警戒区域等の指定             |
| 平成 32 年 3 月       | 土砂災害ハザードマップ作成、水害土砂災害対策実施要領修正 |
| 平成 32 年度以降        | 地域防災計画の修正                    |



## 土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊(文京区①) 目白台・関口・大塚・音羽・小日向

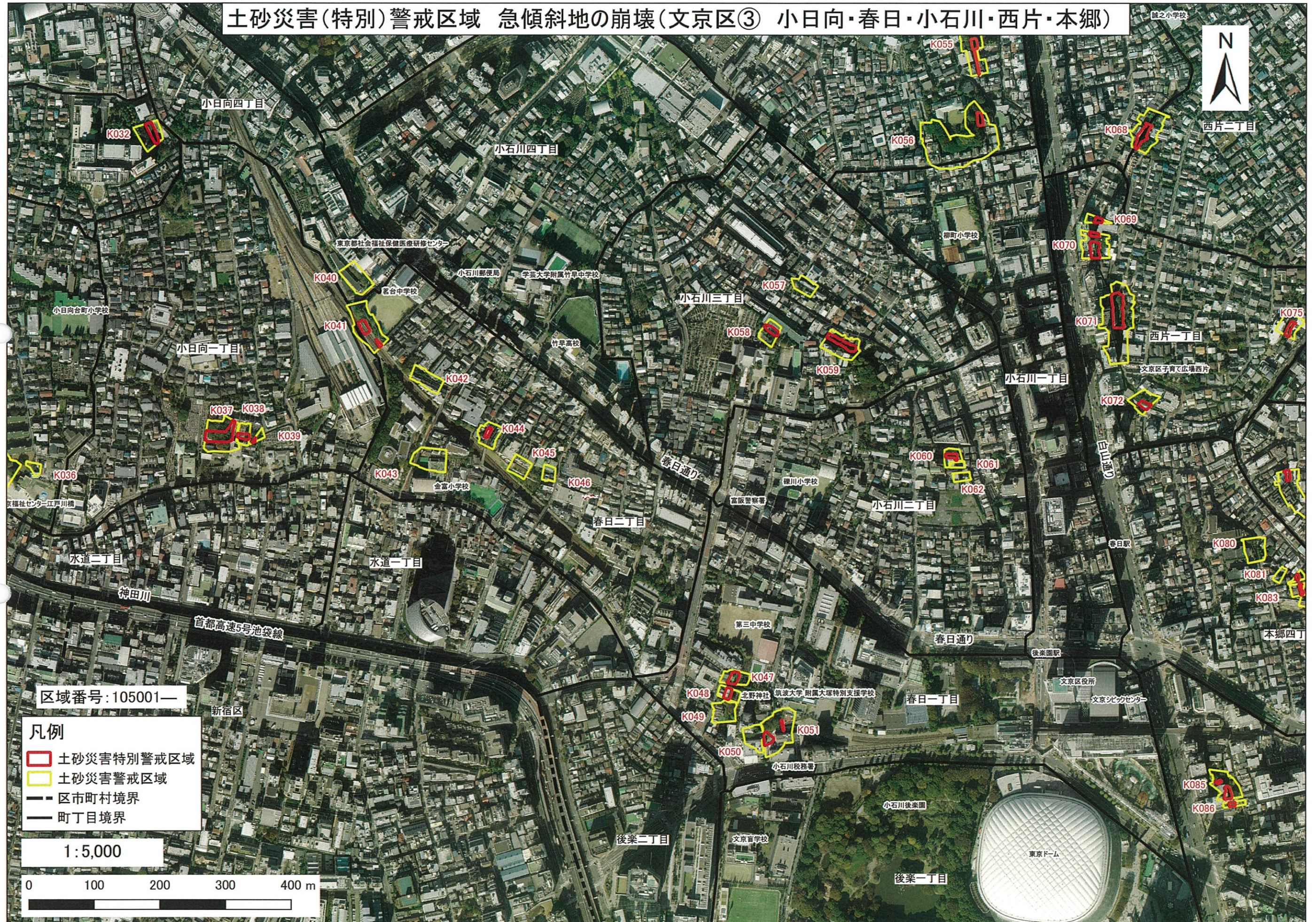








土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊(文京区③) 小日向・春日・小石川・西片・本郷





## 土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊(文京区④) 白山・西片・千駄木・根津・弥生





